

資料 2 「通所事業所外サービス提供に関する Q & A」

平成 19 年 8 月 23 日 大阪府平成 19 年度指定居宅介護支援事業者集団指導
介護保険サービスに係る Q & A 集

5 . 通所サービス共通

15 通所サービスにおいて、利用者を対象に当該事業所外におけるサービス提供を行った場合、報酬算定をおこなってもよいか。

(回答)

通所サービスについては、基本的に事業所内において行われるものである。しかしながら、例外的に、

あらかじめ通所サービス計画に位置付けられていること。

効果的な機能訓練等のサービスが提供できる。

の双方の条件を満たす場合に事業所外でのサービス提供を行うことができる。

なお、本来通所サービスが位置付けられている目的が達成できない(例えば、入浴が一つの目的となっているのに事業所外でサービスをうけることにより入浴できない。)ようであればサービス提供は不適切と考えられる。

(参考)

上記条件を満たした上で、以下のような屋外サービスの算定可否

近隣における機能訓練の範囲としての運動会や花見

算定可能

遠方(車で1時間程度)で行われる機能訓練の範囲としての運動会や花見

遠方へ行くこと自体で利用者が疲労してしまい、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるか疑問

日帰りの小旅行

1日かけて屋外に行くこと自体、ケアプランに通所サービスが位置付けられている目的が達成できないと考え、保険外サービスとされたい。

平成 18 年 3 月 22 日 厚生労働省 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A

通所介護・通所リハビリテーション

(1)介護予防通所介護

【アクティビティ実施加算関係】

(問 2 1) 事業所外で行われるものもアクティビティ加算の対象とできるか。

(答) 現行の指定基準の解釈通知に沿って、適切にサービスが提供されている場合には加算の対象となる。

平成 16 年 9 月 14 日 全国介護保険担当課長会議
痴呆性高齢者グループホーム(デイサービス)にかかる Q & A

(問 1)

県下のある痴呆性高齢者グループホームは、日中、買物や散歩等の外出を日課とし、通常、外出する高齢者と共同生活住居に居残る高齢者に分かれている。

外出した高齢者を担当する職員と居残った高齢者を担当する職員をあわせると指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 157 条を満たしているが、こうした取扱を認めてよいか。

(答え)

痴呆性高齢者グループホームは、指定基準第 164 条第 2 項及び第 166 条第 3 項の規定により「利用者の地域及び地域住民との交流を図る」こととされており、このような活動も痴呆性高齢者グループホームが実施すべき事業とされている。

このため、指定基準第 157 条に規定される共同生活住居において介護従業者の員数の算定に関しては、外出介助を担当する介護従業者にかかる員数分も含め算定して差し支えない。

(問 2)

県下のあるデイサービスにおいては、痴呆性高齢者が利用者の多数を占め、買物や散歩等の外出を日課とし、通常外出する高齢者とデイサービス施設に居残る高齢者に分かれている。

外出した高齢者を担当する職員と居残った高齢者を担当する職員をあわせると指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 93 条を満たしているが、こうした取扱を認めてよいか。

(答え)

デイサービスを利用する痴呆性高齢者についても、このような活動は必要に応じ、実施すべき事業であり、介護従事者の員数の算定に関しても、上記の痴呆性高齢者グループホームと同様の取扱いで差し支えない。

平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡

介護報酬に係る Q & A について

通所リハビリテーション

(Q 4)

個別リハビリテーションに算定対象となる作業療法に農耕や園芸といった作業等は含まれるか。

(A 4)

個別リハビリテーションの算定対象となる作業療法は利用者の実用的な在宅生活における諸活動の自立性向上を図るための実用歩行訓練・活動向上訓練といった直接的な訓練を行う場合とされていることから、この趣旨に沿って行われる個別的な作業活動に限られる。例えば、農耕や園芸といった作業等は算定対象とならない。

(Q 1 4)

個別リハビリテーションの実施場所について

(A 1 4)

屋外歩行訓練などを通所リハビリテーション事業所の敷地外で行うことができる。

W A M N E T 厚生労働省 Q & A

通所介護

(表題)

通所介護に係るデイサービスセンター外でのサービス提供について

(質問)

午前中はデイサービスセンターにおいて機能訓練等を実施し、午後から花見等戸外の活動等を行う場合は、戸外での活動部分については通所介護のサービスとならないと考えるが、いかがか。

(回答)

通所介護サービスは、必ずしも事業所内での活動に限定されるものではなく、戸外での活動が通所介護計画の機能訓練の一環として位置づけられ、かつ、訓練が適切に行われるものであれば、通所介護サービスの対象として差し支えないと考える。

(表題)

運営規定に定められた営業日以外のサービス提供について

(質問)

運営規定で月～土曜日に営業すると定めている通所介護事業所が、日曜日に納涼祭等の季節のイベントを行う場合、サービス提供時間を通じて基準上の必要人員をそろえていれば、営業日以外の日の通所介護サービスについても通常の介護報酬が算定されると考えるが、ご教示願います。

(回答)

貴見のとおり。

(表題)

通所介護におけるサービス提供方法について

(質問)

指定通所介護事業所において、利用者を対象に当該事業所外（温泉施設等）に日帰りの小旅行を行った場合は、そのサービス提供に係る行事の一環として行った場合でも、当該事業所内におけるサービスには当たらないため、所定の通所介護費は算定できないものと考えてよいか。また、リハビリを兼ねて近隣の公園等へ散歩するなどのレクリエーションを行った場合においては、算定は可能か。

(回答)

貴見のとおり。基本的に介護保険における通所介護は通所介護事業所内で行われるものである。近隣における機能訓練の範囲としてのレクリエーションは年間事業計画に位置づけられているものであれば介護保険として行うことは可能であろうが、事例のような特別な行事の場合は、保険外サービスとされたい。

(表題)

敬老会等の行事時の通所介護費の算定について

(質問)

利用定員 30 名の通所介護事業所が、敬老会を開催し、60 名の参加(利用)があった場合、60 名分について、通所介護費単位数表(送迎、食事加算等を含む)の 100 分の 70 を乗じて得た単位数を算定することとしてよろしいか。また、その際の利用料は 100 分の 70 を乗じた額の 1 割を利用料としてよろしいか。

(回答)

県の判断如何

(表題)

利用定員を超えた場合の減算

(質問)

年間行事の中に組み込まれた遠足等の特別な行事を行う場合、利用定員が超過してしまう。この場合、特別な行事に参加する利用者数に対応できる職員数の配置を行った場合でも、利用定員をオーバーしたら 70 / 100 の減算にするのか。あるいは職員数の配置が出来なかった場合のみ減算とするのか。この行事にかかる弁当代、バス料金などを「その他日常生活費」として徴収してもよいか

(回答)

基本的に介護保険における通所介護は通所介護事業所内で行われるものである。近隣における機能訓練の範囲としてのレクリエーションは年間事業計画に位置づけられているものであれば、介護保険として行うことは可能であろうが、事例のような特別な行事の場合は、保険外サービスとされたい。

通所リハビリテーション

(表題)

事業所外でのリハビリについて

(質問)

通所者の一部を貸し切りバス等で公園に連れて行き、OT、看護婦の下、一日過ごすメニューを実施した場合、通所リハビリの所定単位数を算定してもよいでしょうか。

また、この場合バス代を別途徴収してよいでしょうか。

(回答)

時節に合わせ、花見等を通所リハビリテーションのサービスとして位置づけることは可能である。

また、その際のバス代等は利用者の同意の下に、その他利用料として利用者から徴収できる。